

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）について、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととする。（第一条関係）

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）について、改正法の施行に伴う規定の整理を行うこととする。（第二条関係）

三 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとする。（附則関係）